

令和7年度認知症介護実践者研修 開催要綱

1 目的

高齢者介護実務者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施すること、また、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対し、適切なサービスの提供に関する知識等を修得するための研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的として開催します。

2 実施主体

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会（福岡県指定）

3 実施協力者

福岡県認知症介護指導者

4 開催期日・職場実習・会場

(1) 開催期日

	Aコース	Bコース	Cコース
1日目	5月20日（火）	5月29日（木）	9月4日（木）
2日目	5月27日（火）	6月5日（木）	9月11日（木）
3日目	6月3日（火）	6月13日（金）	9月18日（木）
4日目	6月24日（火）	7月3日（木）	9月25日（木）
5日目	7月9日（水）	7月17日（木）	10月23日（木）
6日目	7月31日（木）	8月7日（木）	11月13日（木）

(2) 職場実習

職場での実習を通し、自己の設定した課題の達成を目指し、その成果を得ます。

※研修4日目から6日目の間に受講者所属施設における実習を4週間行います。業務を通しての実習になりますので、実習日として4週間以上の確保をお願いします。

※また、実習期間以外にも、研修内容を踏まえて通常業務の中で実践していただくカリキュラムがあります。現在勤務している職場での利用者とのかかわりが必要となります。

※新規開設予定で実習施設の調整がつかない場合は、各法人で協力いただける事業所を事前に調整してください。

(3) 会場

クローバープラザ（春日市原町3-1-7） 東棟5階 508研修室

5 定員

各コース 96名

※申込みが定員を超過した場合は選考となります。

6 受講料

32,000円 (テキスト代込)

7 受講対象者 (北九州市・福岡市の施設・事業所の役職員は対象外)

原則として認知症介護基礎研修を修了した者あるいはそれと同等以上の能力を有する者であり、身体介護に関する基本的知識・技術を修得している者であって、介護保険施設・事業所等において、認知症高齢者の介護に従事した現場経験が2年以上の者。

※令和3年度から、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない方について、認知症介護基礎研修の受講が義務付けられました。

8 研修概要について

別添「認知症介護研修の受講要件について」を参照ください。
講義内容等については、別添「カリキュラム」を参照ください。

9 研修実施方法について

集合研修を実施します。必要に応じて2～6名程度での演習を行うことがあります。

10 受講申込みについて

(1) 申込内容

別添「令和7年度認知症介護実践者研修 受講申込 フォーム入力内容」を確認し、準備の上、下記からお申込みください。

(2) 申込方法

本会福祉・介護研修センターホームページ (<https://www.fuku-shakyo.jp/kenshu/>) の「新着情報」⇒「福岡県認知症介護実践者研修の開催について」からアクセスいただき、受講申込ができます。

※施設・事業所の長の指示の下、申込みください。個人での申込みはできません。

(3) 申込締切

令和7年4月23日(水)

※締切後は受付られません。

※今年度の申込みは今回限りとなります。Cコースを希望される場合も今回申込みをしてください。

(4) 申込先 (事務局)

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会

施設・人材・研修部 福祉・介護研修センター 担当 富永

〒816-0804 春日市原町3-1-7 クローバープラザ 東棟4階

TEL 092-584-3401

11 受講者決定等について

申込締切後、受講者を決定し、決定通知等を受講者が所属する施設・事業所にメールします。

12 修了証書について

カリキュラムの全科目を修了した者に対し、福岡県社会福祉協議会会長名の修了証書を交付します。

13 個人情報の取扱いについて

「受講申込書」に記載された個人情報は、本研修の運営管理の目的のみに利用させていただきます。

14 天災等の災害による研修の延期等について（ホームページへの掲載について）

- (1) 天候不良等のため研修の開催が危ぶまれる場合には、研修前日の17時までに、連絡先メールアドレスに通知し、併せて本会福祉・介護研修センターホームページに延期する等のお知らせを掲載しますので、各自確認をお願いします。

URL <https://www.fuku-shakyo.jp/kenshu/>

15 感染症予防対策について

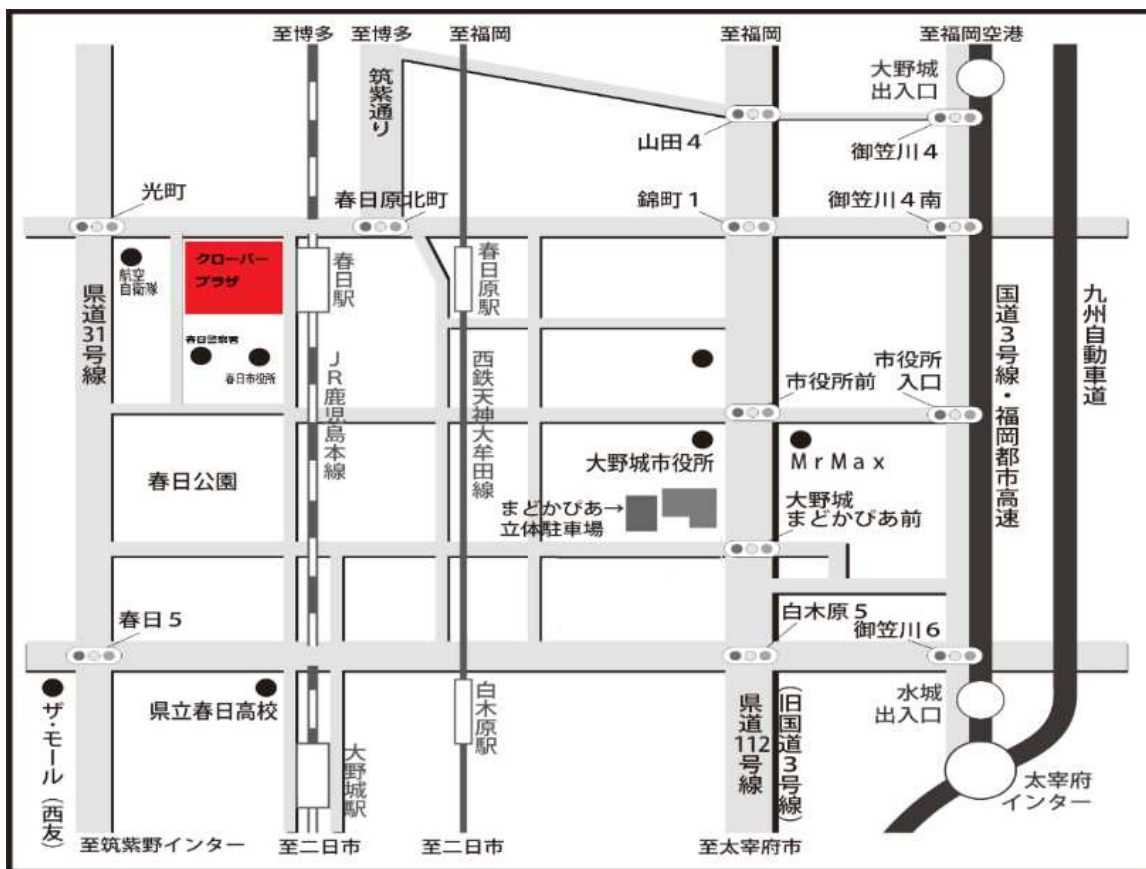
- (1) 高齢者等重症化リスクが高い方が入所・生活する施設・事業所等の職員研修であることから、マスク着用の継続をお願いします。特に、グループワーク中のマスク着用に御協力をお願いします。
- (2) 消毒液の配置と研修会場の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

16 その他

- (1) 主催者による駐車場の確保はできません。
- (2) 遅刻・早退は認められません。
- (3) 欠席による補講はありません。
- (4) 研修会場は、個人の状況に合わせた室内温度調整はできません。また、研修会場の換気を行いますので、温度調節が可能な上着等を準備し御参加ください。
- (5) 受講申込の内容が事実と異なっていた場合、受講取消を含めて厳正に対処いたします。

会場案内

クローバープラザ (春日市原町3-1-7)



※JR 春日駅には普通列車のみ停まります。特急や快速を御利用の場合は、途中乗換えが必

要となりますので御注意ください。

※西鉄春日原駅(普通・急行停車)から徒歩8分

※春日公園への駐車は、公園利用者の妨げとなりますのでご遠慮ください。

※西鉄春日原駅(普通・急行停車)から徒歩8分

令和7年度認知症介護実践者研修カリキュラム

※講義等の進行により、終了時間が変更になることがあります。

【1日目】	Aコース	5月20日(火)	508研修室
	Bコース	5月29日(木)	508研修室
	Cコース	9月4日(木)	508研修室

時 間	単元時間	プログラム（講義題・講師名等）
		受 付 (9:00～)
9:20		開会・オリエンテーション
9:30	(120)	認知症ケアの理念・倫理と意思決定支援① 認知症介護指導者 株式会社パーソン・サポート絆 川島 豊輝 氏
11:30	(60)	認知症ケアの理念・倫理と意思決定支援② ～認知症の医学的理解～ 認知症介護指導者 木村 春代 氏
12:30		昼 食 (45分)
13:15	(100)	生活支援のためのケアの演習 I ① 認知症介護指導者 グループホームいこいの家 大野 哲也 氏
14:55	(100)	生活支援のためのケアの演習 I ② 認知症介護指導者 グループホーム安寿 松尾 彩子 氏
16:35	(100)	生活支援のためのケアの演習 I ③ 認知症介護指導者 特別養護老人ホームグレイシャス春日 中尾 知香 氏
18:15		レビュー
18:25		閉会

【2日目】	Aコース	5月27日(火)	508研修室
	Bコース	6月5日(木)	508研修室
	Cコース	9月11日(木)	508研修室

時 間	単元時間	プログラム（講義題・講師名等）
		受 付 (9:00～)
9:30	(60)	QOLを高める活動と評価の観点 認知症介護指導者 有限会社ワンダー 久家 義明 氏
10:30	(90)	家族介護者の理解と支援方法 認知症介護指導者 中村 益子 氏
12:00		昼 食 (45分)
12:45	(90)	権利擁護の視点に基づく支援 認知症介護指導者 養護老人ホーム八女の里八媛苑 坂本 純子 氏
14:15	(120)	生活支援のためのケアの演習 II (行動・心理症状) ① 認知症介護指導者 介護支援サービス緑の里 河野 啓介 氏
16:15	(120)	生活支援のためのケアの演習 II (行動・心理症状) ② 認知症介護指導者 グループホーム美鈴ヶ丘 後藤 嘉朗 氏
18:15		レビュー
18:25		閉会

令和7年度認知症介護実践者研修カリキュラム

【3日目】	Aコース	6月3日(火)	508研修室
	Bコース	6月13日(金)	508研修室
	Cコース	9月18日(木)	508研修室

時 間	単元時間	プログラム（講義題・講師名等）
9:30	(90)	受 付 (9:00～)
		地域資源の理解とケアへの活用 認知症介護指導者 さわやか憩いの家 平原 由香 氏
11:00	(90)	学習成果の実践展開と共有 認知症介護指導者 グループホームいやしの家 亀割 圭子 氏
12:30		昼 食(45分)
13:15	(120)	アセスメントとケアの実践の基本① 認知症介護指導者 グループホームみんなの家 山本 幹雄 氏
15:15	(120)	アセスメントとケアの実践の基本② 認知症介護指導者 柴田 安子 氏
17:15		レビュー
17:25		閉会

【4日目】	Aコース	6月24日(火)	508研修室
	Bコース	7月3日(木)	508研修室
	Cコース	9月25日(木)	508研修室

時 間	単元時間	プログラム（講義題・講師名等）
9:30	(120)	受 付 (9:00～)
		アセスメントとケアの実践の基本③ 認知症介護指導者 デイサービス匂花(おりはな) 藤崎 陽子 氏
11:30	(60)	自施設実習の課題設定 I ① 認知症介護指導者 特別養護老人ホーム共生の里荒木 古賀 綾子 氏 認知症介護指導者 有限会社ケアサービス九州 荻田 哲司 氏
		昼 食(45分)
13:15	(245)	自施設実習の課題設定 I ② 認知症介護指導者 特別養護老人ホーム共生の里荒木 古賀 綾子 氏 認知症介護指導者 有限会社ケアサービス九州 荻田 哲司 氏
17:20		レビュー
17:30		閉会

【自施設実習】 4週間

令和7年度認知症介護実践者研修カリキュラム

【5日目】	Aコース	7月9日(水)	508研修室
	Bコース	7月17日(木)	508研修室
	Cコース	10月23日(木)	508研修室

時 間	単元時間	プログラム (講義題・講師名等)
10:00		中間評価内容確認 (講師のみ)
		受 付 (13:00～)
13:30	(180)	中間報告会 認知症介護指導者 特別養護老人ホーム共生の里荒木 古賀 綾子 氏 認知症介護指導者 有限会社ケアサービス九州 荻田 哲司 氏
		16:30
16:30		閉会 (レビューなし)

【6日目】	Aコース	7月31日(木)	508研修室
	Bコース	8月7日(木)	508研修室
	Cコース	11月13日(木)	508研修室

時 間	単元時間	プログラム (講義題・講師名等)
9:30	(30)	受 付 (9:00～)
		実習提出物 (提出・確認)
10:00	(90)	自施設実習評価Ⅰ (まとめ) 認知症介護指導者 デイサービス匂花 (おりはな) 藤崎 陽子 氏 認知症介護指導者 柴田 安子 氏 認知症介護指導者 グループホームみんなの家 山本 幹雄 氏
		11:30
		昼 食 (60分)
12:30	(90)	自施設実習評価Ⅱ (まとめ) 認知症介護指導者 デイサービス匂花 (おりはな) 藤崎 陽子 氏 認知症介護指導者 柴田 安子 氏 認知症介護指導者 グループホームみんなの家 山本 幹雄 氏
		14:00
		レビュー
14:15		修了証授与・閉会
14:45		

認知症介護研修の受講要件について

指定地域密着型サービスの指定・運営基準に規定される研修について

	認知症対応型 共同生活 介護事業所 (グループホーム)	小規模多機能型 居宅介護事業所	看護 小規模多機能型 居宅介護事業所	認知症対応型 通所介護事業所 (認知症デイ)	●受講免除(みなし措置)について 【注意】 介護保険法に基づき当該事業所を「指定」する際に、 下記「みなし措置」を適用するかは各保険者(市町村)の判断によります。 必ず事業所の所在する市町村(もしくは広域連合)に確認してください。
代表者	認知症対応型サービス事業 開設者研修				<ul style="list-style-type: none"> ・認知症介護実践者研修(H17実施分) ・認知症介護実践リーダー研修(H17 実施分) ・認知症高齢者グループホーム管理者研修(H17のみ実施) ・旧痴呆介護実務者研修基礎課程(H13～H16実施) ・旧痴呆介護実務者研修専門課程(H13～H16実施) ・認知症(痴呆)介護指導者養成研修(H13より実施中) ・認知症(痴呆性)高齢者グループホーム開設予定者研修(H16～H17実施) <p>※上記いずれかの研修修了者は、既に必要な研修を修了しているものとみなして差し支えない。</p>
管理者	認知症介護実践者研修 + 認知症対応型サービス事業管理者研修				<p>・グループホーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護支援事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護支援事業所 ・認知症対応型通所介護事業所 <p>①平成18年3月31日までに「実践者研修」又は、「基礎課程」を修了した者であって、平成18年3月31日の日に現に特養、老人デイサービスセンター、老健、グループホーム等の管理者の職務に従事している者は、小規模多機能型居宅介護支援事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所または認知症対応型通所介護事業所の管理者として既に必要な研修を修了しているものとみなして差し支えない。</p> <p>②「認知症高齢者グループホーム管理者研修」(H17年度のみ実施)を修了した者</p> <p>※上記①又は②の要件をみたしている者はグループホームの管理者として既に必要な研修を修了しているものとみなして差し支えない</p>
計画作成 担当者	認知症介護実践者研修 + 小規模多機能型 サービス等計画 作成担当者研修				なし

※グループホームにおいて、短期利用共同生活介護サービスを実施するためには、実務者研修(専門課程)、実践リーダー研修、認知症介護指導者養成研修のいずれかを修了している職員が配置されていることが必要です。

根拠法令

○「厚生労働大臣が定める施設基準」(平成24年厚生労働省告示第97号)第34号

○「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月31日)

※平成16年度までの認知症介護実務者研修(基礎課程・専門課程)修了者は、認知症介護実践研修の実践者研修・実践リーダー研修をそれぞれ修了したものとみなします。

※平成17年度認知症高齢者グループホーム管理者研修修了者は、平成17年度認知症介護実践者研修を修了したものとみなします。